

駐車許可の見直しのポイント（1/2）

1 許可要件の明確化等

○ 許可要件の統一等

都道府県により異なるものの、要件の一つを「申請場所からおおむね300m以内に駐車場がない又は利用がおよそ不可能」としていた府県も存在



要件を「申請場所からおおむね100m以内に駐車場がない、又は利用が困難」として全国で統一

○ 許可要件の解釈の明確化等

許可要件の解釈基準が明確ではなく、都道府県により許可の判断にばらつき



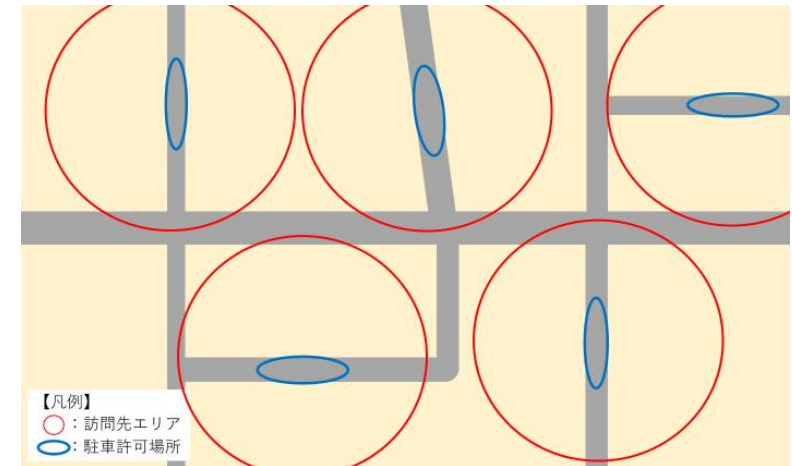
- ・ 許可の考慮要素として、登下校時間該当性や交通量の多さ、通学路やバス路線該当性等を明確化
- ・ 申請どおりでは許可困難であっても、時間や場所の変更等その用務に配慮した代替措置も検討

○ 許可の方法の柔軟化

事前に訪問先を特定する必要があり、駐車許可場所もその周辺に限定



貨物集配等事前に訪問先の特定が困難な場合でも、一定のエリアごとに駐車場所を指定して許可可能に（駐車許可場所も柔軟に指定）



駐車許可の見直しのポイント（2/2）

2 許可対象の明確化

駐車許可の対象用務が不明確で、貨物集配は対象外として扱われることも



許可の対象は特定の用務に限定されないことを明確化

3 申請手続の統一・簡素化等

○ 申請書・添付書類の統一等

申請書や添付書類が都道府県ごとに異なり、また、申請ごとに全ての書類を出し直す必要



申請書や添付書類を全国で統一するとともに、定期的な申請の場合は添付書類の省略を可能に

○ 申請手続の簡素化

申請場所を管轄する警察署ごと、申請場所ごとに申請手続を行う必要



複数警察署、複数場所にまたがる申請も、それぞれの警察署、一の申請で実施可能とすることを全国で統一

○ 許可の有効期間の長期化等

許可の有効期間が都道府県によって異なり、その期間も内容を問わず比較的短期（半年以下）である事例が多数



反復継続的な用務の許可の有効期間を原則として1年以上とすることを全国で統一

4 その他

- 許可証の不正使用事案には、積極的な検挙、許可取消や車両の使用制限命令の検討等、厳正に対処